

総務建設常任委員会視察報告書

視察先：群馬県高崎市及び藤岡市

目的：粕屋町の都市計画道路の見直しについて

日時：令和6年2月18日（木）、19日（金）

報告者：山脇 秀隆

1日目

高崎市都市計画道路の見直しについて

都市計画道路の見直しにつて

ガイドラインを作って見直しを行っている。30%くらいが見直しできていない。

314.5キロ 157.6キロ整備済み

131キロ未着手

見直しの流れについて

群馬県の都市計画ガイドラインに沿って実施している。

7段階に分けて審議会にかけている。

令和4年から3段階まで行っている。現段階は、第6段階まで3年間で実施計画。

財源について

国からの補助金。活用。現段階は、直営でやっている。

都市計画の現状について

132路線都市計画決定。

都市計画時期について

20年以上が大半で経過している。132路線中72路線が未着手

都市計画53条の規定で制限がかかっている。

社会情勢が大きく変わっている。近年考え方が変わってきている。都市計画時点でベッドタウンを想定していた。

見直し方針について

群馬県の指示。未改良区間を見直しの対象。幹線道路。特殊街路。71路線を見直す。

枠を広げた方針にしている。71路線をガイドラインに沿うと123区間になる。

道路に求められる機能について

交通機能、空間機能、市街化形成機能

市民のアンケート6000人無作為（2%）

市の行政評価の中の道路計画について回答率49.2%

自転車歩行者に対しての安全対策について求められている。都市計画審議会にもアンケート（同じような内容）

廃止路線によって関連道路の機能の検証。最後の見直しを策定。

住民の意見聴衆。審議会の意見を聞く。出せる段階で住民への開示。ホームページに順次開示していく。

他市との関連、道路ネットワークの縛りは、県との協議、マスタープランとの整合性など別の縛りが難しい。

質問に対して

Q 都市計画税 合併時にある町は、整備が進んでいる。

県の都市計画があるが高崎市は独自の都市計画があるが特色は、

A 県のガイドラインに沿っている。検証の材料になるのか。必要な場合、お金の問題ではなく実施する。物理的にできない部分があれば廃止も検討される。

Q 専門的な知見が必要としているが

A 住民への情報提供と意見要望があっているが高崎市はどうか。令和6年度見込みを提示していく。3か年で見直しの方針を固めていく。

Q 都市計画税の有無があるが高崎市は、30億前後の収入があるが。

A 合併して一つの町だけが都市計画税をとっていた。ほとんど下水道整備に使っている。

オープンハウス（住民説明会）一方通行にならないように意見聴衆の場を設けている

路線カルテ1～7段階（第一段階88年前の11路線と現在を比べて検証。第二段階事業家できていない道路。第三段階、第4段階道路構造上できない。補完する道路があれば廃止してよい。第5段階1-4段階を踏まえて検討第6段階将来の姿を見据えて検討。交通量の勘案第7段階実施計画）を基に見直しを行っている。

他の質問に答えて

都市計画を一回クリヤーにして考え直した方がやりやすいのではないのか。

住民説明の時どこまで説明できるのか。財政的な部分がおおきく土木費がかかりすぎている。

都市計画道路として作った以上お金の問題ではなく消込はできない。

廃止する、しないは、現実的でない理由や点数制で考えるしかないのでは。

お金の問題では、通用する話ではない。県のガイドラインに沿わなければ難しいのでは

2日目

藤岡市都市計画道路の見直しについて

都市計画道路の状況について

整備済み路線21路線 整備率42.95%

都市計画路線23路線中2路線を廃止し、21路線となった。

見直し検証路線の対象路線（23路線、57.27km）

検討委員会を設置

検討対象路線の抽出について

- 1, 都市計画決定から20年以上未改良区域を含む路線
- 2, 地形-他物との不整合を有する路線
- 3, 社会的情勢の変化により見直しの必要が生じた路線

以上の項目に該当した17路線を決定

検証フローにかける。

第3段階評価

定量的評価・定性的評価を踏まえ、存続、変更、廃止の観点で検討

第4段階評価

将来交通需要推計により廃止・変更が将来の道路網に与える影響を検証

変更候補・廃止候補路線を決定

質 問

Q 道路ネットワーク検証のための委託金なのか (6,195 千円)

A コンサルの委託料です。

Q 情報の提供は

A 住民説明会 (参加者が少なかった) その後 法定手続きを行う

2 路線しか廃止できなかった。

Q 財源

A 国から 50%を活用

市街化区域の街路事業、調整区域は土木事業

Q 都市計画税の有効活用ができていないか (3 億 4 千万円)

A 3 路線着手、公園に使われている。

Q 廃止判定の考え方

A 別の路線で機能できる場合は廃止している。

住民説明の中でも苦情などの発言はない。

廃止する場合のシミュレーションを専門家に委託

Q 代替に至る考え方はどういった考えでなるのか

A 国道を優先したため

Q どれくらいの周期で見直ししているのか

A 今回が初めて

Q かなりの覚悟が必要とを感じるが

Q 幅員の変更について

Q 住民説明会について

Q 道路の要望活動はあるか

A 期成会が何個もある

感 想

結論として都市計画道路の見直しは、幹線道路などの補完的役割を持つ道路などがあればその道路は、廃止の方向になるが一度計画された道路は、なかなか変更できないのが現状のようです。お金がいくらかかろうがお金の問題ではなく、計画道路としていつまでも残るシステムになっている。県のガイドラインに沿うよう規則で縛られている。思い切った見直しを執行部ができるかが問題だと思いました。財源についても都市計画税があればより良い方向へ行けると思うが住民の説明が求められると思いました。